厚生労働省発薬生0624第55号
令 和 ２ 年 ６ 月 ２ ４ 日

行政文書不開示決定通知書

多田　雅史　様

厚生労働大臣　加　藤　勝　信

令和２年５月２５日付けの行政文書の開示請求（開電第２３０号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

１　不開示決定した行政文書の名称

２０１６年から２０１９年の毎年に、医薬・生活衛生局医薬安全対策課等の担当課における、「ベンゾジアゼピンに関する陳情の会議の記録」。これまでに毎年７月１１日に開催されており、陳情者は「７１１」と称し、２０１６年から２０１９年の４回の陳情の会議があり、その４回分の記録（資料及び議事録等の一式）

２　不開示とした理由

上記１の行政文書のうち資料については、保存期間満了により廃棄しており、開示請求のあった時点で保有していなかったため、不開示とした。

また、当該文書のうち議事録等については、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした。

＊　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

＊　担当課等：厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬情報室　TEL:03-5253-1111（内線2724）
厚生労働省保険局医療課　TEL:03-5253-1111（内線3204）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課　TEL:03-5253-1111（内線3016）